

第三期中期目標期間の評価方法、運用方法の改善等（素案）

見直しの方向性

- ① 効果的かつ効率的な評価方法等に変更
- ② 業務実績報告書作成要領及び様式の見直し

1 評価方法の変更

(1) 項目別の評価段階を細分化…【別紙 1】

(法人による自己評価についても同様に変更)

○変更内容

評価段階を 4 段階から 5 段階に変更

○変更理由

現行の評価「2」は評価の中位から上位を表し、例年、全評価の概ね 85%程度を占めている。計画を上回る取組・成果を「2」、計画通り達成した取組・成果を「3」に分けることにより、評価をより明確にする。

(2) 評語の説明を明示…【別紙 1】

(3) 全体評価の評語を設定…【別紙 1】

○変更内容

年度等の業務実績の全体を総評するコメントに、評語を設定する。

(4) 大項目の単位を集約化…【別紙 2】

○変更内容

第三期中期計画に合わせて評価の単位となる大項目を必要な範囲で集約（特に「法人運営全般」の評価については、積極的に集約）

2 評価書の書き方…【別紙 3】

(1) 全体評価（総評）の書き方

○変更内容

全体評価については、「総評」と「中期計画達成に向けた課題、法人への要望など」のみを記載する。

○変更理由

教育研究（社会貢献も含む）の記述は、項目別評価の評価説明（コメント）と重複している。

(2) 項目別評価（コメント）の書き方

○変更内容

大項目を 1 つの単位として評価説明（コメント）を付していたところ、評価説明（コメント）については、原則「教育」、「研究」、「社会貢献」、「グローバル化」の単位で記載する。（「中期目標期間の項目別評価」方式）

(3) 評定説明（コメント）を付す場合の明確化

○変更内容

すべての大項目について、基本的に評定説明（コメント）を付していたところ、原則、優れた点（新評定「1」又は「2」）と改善を要する点（新評定「4」以下）については、評定説明（コメント）を付すこととする。（新評定「3」は評定説明（コメント）を必須としない。）

なお、新評定「3」となる項目については、

- ・特筆すべき取組がある場合（評定のニュアンスを表す場合を含む）
- ・法人の自己評価の段階と異なる評定とした場合

などの場合は、評定説明（コメント）を付していただきたい。

3 業務実績報告書の見直し…【別紙4】

(1) 業務実績報告書の記載方法を明示

○変更内容

業務実績を網羅的に記載せず、注目すべき取組や事柄に絞って記載することなどを作成要領にて明示

例えば、特記事項に詳細が記載されている項目については、「特記事項1-●参照」などと記載

4 「公立大学法人首都大学東京の業務実績評価に係る法人への要望、期待等の取扱いについて」について…【別紙5】

(1) 「評価書に記載する要望等」と「参考意見として取りまとめる少数意見等」の取扱いを明確化

○変更内容

「評価書に記載する要望等」については、新法に基づき、適切に対応

「参考意見書として取りまとめる少数意見等」については、法人内で参考とする。

5 地方独立行政法人法の一部改正への対応【別紙6】（評価委員会関係。現時点での想定）

(1) 見込み評価

○変更内容

次期中期目標の策定に、中期目標期間の業務実績評価（見込み）を反映させるため、中期目標期間の第5事業年度に中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（見込み評価）を実施。